

介護保険 住宅改修費支給申請の手引き

— 目次 —

1. 介護保険住宅改修費支給制度について(概要)・・・P1
2. 住宅改修の種類と内容・・・・・・・・・・・・P2
3. 住宅改修の支給方法・・・・・・・・・・・・P6
4. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・P6
5. 必要な書類・・・・・・・・・・・・P7
6. 留意点・・・・・・・・・・・・P9
7. 現地確認について・・・・・・・・・・・・P10
8. お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・P10
9. 様式・・・・・・・・・・・・P11
10. Q&A・・・・・・・・・・・・P27

健康増進課 介護保険担当

(令和8年3月修正版)

1. 介護保険住宅改修費支給制度について(概要)

要介護認定を受けている方が、住み慣れた自宅でできるだけ自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、比較的小規模なものが対象となります。(注意：新築・リフォーム工事の補助制度ではありません。)

住宅改修は、被保険者(利用者)の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の購入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。本人・家族・介護者によって効果的で、かつ適切な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ず担当のケアマネジャー又は、担当地区の地域包括支援センターに相談してください。

項 目	内 容
対象者	<p>要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けている方。 現に居住する住宅(=介護保険被保険者証に記載されている住所にある住宅)の改修が対象となります。</p> <p>※要介護認定申請中の方 要介護認定申請中の場合、事前申請及び工事については認定結果が出る前でも事前申請し、承認後に着工することはできますが、事後申請については認定結果が要支援1・2又は要介護1～5と出た後に行ってください。認定結果が自立(非該当)となった場合は、支給対象外となり、全額自己負担となります。</p> <p>※医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の方 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の方が、退院後又は退所後の住宅改修をご希望される場合、事前申請及び工事については認定結果が出る前でも事前申請し、承認後に着工することはできますが、事後申請については退院、退所後に行ってください。退院・退所されなかった場合は支給対象外となり、全額自己負担となります。</p>
支給限度額	<p>要介護認定にかかわらず、要支援・要介護の方一人当たり20万円が支給対象額の上限となっています。被保険者の負担割合に応じて原則1～3割分が自己負担となりますので、支給される額は自己負担額1割の場合18万円、2割の場合は16万円、3割の場合は14万円が上限となります。(数回に分けて利用することも可能です。)</p> <p>※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください。紛失した場合は、再交付申請を行うようにしてください。</p> <p>※給付制限の措置を受けている場合、給付制限期間においては介護保険負担割合証の割合は3割～4割となるため、介護保険被保険者証の給付制限の欄についても必ずご確認ください。</p> <p>※改修費用が20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については全額自己負担となります。</p>

○支給限度額の例外（リセット）

次のような場合は、支給可能残額がリセットされ、支給限度額は20万円になります。

- ① 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要な程度」の段階が3段階以上上がった場合

（3段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、3段階以上介護の程度が上がった場合は、1回に限り、改めて支給限度額が20万円までご利用いただけます。

「介護の必要な程度」の段階	はじめて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分	再度住宅改修に着工する日の要介護等状態区分
第六段階	要介護5	—
第五段階	要介護4	—
第四段階	要介護3	—
第三段階	要介護2	要介護5
第二段階	要支援2又は要介護1	要介護4以上
第一段階	要支援1	要介護3以上

- ② 転居して住所が変わった場合（転居リセット）

転居（住民異動手続き）した場合は、転居前に住宅改修を利用していても、転居後の住宅について20万円（支給限度基準額）まで利用できます。

※①・②とも、支給限度額に残があっても、リセット後の上限額は一律20万円です（残額に20万円が加えられるものではありません。）

2. 介護保険住宅改修の種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。下記の事例は、一般的なものになります。利用者の身体状況や、住宅の状況によって個別に判断する場合がありますので、支給対象となるかどうか不明なケースについては、事前にご相談ください。

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の助けになることを目的として設置するものである。手すりの形状は二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

保険給付対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○居室内の手すり (居室、トイレ、浴室、玄関等) ○敷地内の手すり (玄関ポーチ、門扉までの通路等) ○手すりの付け替え、移設 (身体状況の変化等による場合のみ) ○既存手すりの撤去費 (手すりの付け替え、移設の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷地外の手すり ×固定しない床置きや、突っ張り式の手すり、便器を囲んで使用する手すり(固定しないもの)、ベッド用手すり(福祉用具貸与の対象) ×家具等への手すりの取付け (下駄箱等の固定されていない家具への取付け) ×転落防止のための柵

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されています。ただし、福祉用具の「スロープ」又は福祉用具購入の対象の「浴室すのこ」を置くことによる段差解消は除かれます。

保険給付対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○敷居を低く(撤去)する ○居室、廊下の段差を解消する ○スロープ、踏み台を固定設置する ○敷石をコンクリートスロープにする ○浴室の洗い場のかさ上げ ○浴槽をまたぎやすい低いものに取替える ○階段の勾配を緩やかにする ○傾斜の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ×スロープ、踏み台を固定せずに置く ×昇降機、リフト、段差解消機を設置 ×上がり框に腰かけ台を設置 ×転落防止柵の設置単独の工事

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

保険給付対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材等に変更 ○階段の滑り止め(固定するものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による床材の張り替え ×滑り止めマットを置くだけ ×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

保険給付対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え ○ドアノブの変更 ○戸車の設置 ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○扉の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による取替え、修理 ×雨戸の取替え ×自動ドアに取替えた場合の動力部分相当の費用 ×引き戸等の新設

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合や既存便器の位置や向きを変更する工事が想定されます。ただし、特定福祉用具の対象となる「腰掛便座」の設置は除かれます。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象となりません。

保険給付対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○和式便器から洋式便器への取替え ○洋式便器の向きを変える工事 	<ul style="list-style-type: none"> ×既に洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×電気工事

《その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修》

その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修として以下のものが考えられます。

【手すりの取付け】

手すりの取付けのための壁の下地補強

【段差の解消】

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

【床又は通路面の材料変更】

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

【扉の取替え】

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

【便器の取替え】

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

《 注意事項 》

① 新築又は増改築、大規模改修

住宅の新築は、住宅改修とは認められないため、住宅改修費の支給対象とはなりません。

また、増築の場合は、あくまでも小規模な改修を対象としているため、新たに居室を設ける場合等の大規模改修(間取り等が変わる工事)も住宅改修の支給対象となりません。廊下の拡張に合わせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合は、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

② 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱えますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とはなりません。また申請に必要な写真代、領収書の印紙代申請代行手数料及び工事作業員の損害保険料については、住宅改修費の支給対象となりません。

③ 住宅改修の支給対象外工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる工事に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により住宅改修費の支給対象となる費用を値引き額と税額含めそれぞれ別々に算出してください。その際、全体の工事から介護保険対象工事に該当する部分ができるように、見積書を作成してください。

④ 被保険者等自ら住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われた場合は、材料の購入費のみが住宅改修費の支給対象となります。この場合、必要な領収書は、被保険者本人に対して材料費を販売した者が発行したものとし、工事費内訳書については、購入した材料の個々の費用(領収書の内訳)がわかるよう記載してください。

⑤ 同じ住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

同じ住宅に2名以上の要介護(要支援)認定を受けた被保険者がいる場合は、それぞれ20万円ずつ利用することができます。ただし、同一の工事箇所について2名以上で重複して申請することはできません。例えば、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

⑥ 事前申請後に工事内容を変えることになった場合

原則工事内容に変更があった場合は事前申請からやり直していただく必要があります。

ただし、変更内容が軽微な場合(手すりの向きを変える、材料費がわずかに減額となる等)はやり直しが不要な場合もありますので、変更が決まった時点で連絡し、加えて事後申請の際にその旨を記載した変更届を併せて提出してください。一切の連絡なく、事後申請の際に変更があったことが明らかになった場合には、原則支給対象とはなりません。

※ 変更届には、住宅改修が必要な理由書を作成した介護支援専門員等が変更の理由、要点等を記入し、本人または家族等の署名が必要です。

変更後の内容を反映した図面と、金額が変更になった場合は見積書も添付してください。

金額が変わらないまたは事前申請よりも低くなり、工事箇所も変わらないような場合については変更届の提出は必要ありません。

3. 介護保険住宅改修の支給方法

(1) 住宅改修費の支給方法

① 償還払い

利用者は、一旦、住宅改修にかかった費用の全額を事業者に支払い、その後、三芳町が利用者へ介護保険住宅改修費として保険給付の対象となる費用の原則7～9割分を支給します。

② 受領委任払い

利用者は、保険給付対象となる費用の1～3割分（介護保険負担割合証をご確認ください）を施行事業者へ支払い、住宅改修費の受領を施工業者へ委任し、三芳町が施行事業者へ住宅改修費を支給します。ただし、改修内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、利用者が上記以外に対象外費の全額を支払うことになります。

※ 事業者は初めて受領委任払いで申請をする前に確認書の取り交わしを行う必要があります。

※ 入院・入所中の方、保険給付の制限を受けている方は受領委任払いの選択はできません。

※ 退院（退所）が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は、事前申請による承認後に改修工事を実施することは可能ですが、支給申請は退院（退所）後になります。

《注意》 支給を受けるためには、工事前に必ず事前の申請が必要です。

（事前に申請がない場合は、原則として住宅改修の支給対象となりませんのでご注意ください。）

4. 手続きの流れ

① 要介護認定申請を行い、要介護認定を受ける

→ ケアマネジャー又は地域包括支援センターに相談

※ケアマネジャーは利用者へ複数の施工業者から見積りを取るよう提案をしてください。



② 事前申請（施工業者が決まったら事前申請書類の提出）

⑨原則着工日の10日前までに提出



③ 事前審査結果通知を受取る

承認された場合「承認決定通知書」を、受領委任払いの場合は施工業者宛、償還払いの場合は利用者宛に送付します。



④ 改修工事（着工 → 完成）

→ 事前申請と内容が異なる場合には工事着工前に変更届の提出が必要です。

受領委任払い → 施工業者へ工事費用のうち、住宅改修対象外部分と、住宅改修対象部分（1～3割分）を支払う

償還払い → 施工業者へ工事費用の全額を支払う



⑤ 支給申請（完了報告書の提出）⑨工事完了後おおむね1か月以内に完了報告書を提出



⑥ 審査(事前申請と相違がないことを確認します。)



⑦ 住宅改修費の支給(審査の結果、問題なければ支給を行います。)

受領委任払い → 施工業者へ工事費用のうち住宅改修対象部分の7～9割分を支給

償還払い → 利用者へ工事費用のうち住宅改修対象部分の原則 7～9割分を支給

※ 利用者へ住宅改修支給決定の通知を送付します。

5. 必要な書類

◆事前申請時(改修前)に必要な提出書類

事前申請書受付日から事前承認までに時間を要する場合があります。基本は着工予定日の10日前までの提出となりますが余裕をもって申請をお願いします。

提出書類		内容
1	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書事前申請用	<ul style="list-style-type: none"> 必要なすべての項目が記入されていること(申請者は原則被保険者)
2	住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者氏名・住所が被保険者証に記載されているものと一致していること 身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその理由が具体的に記入されていること 改修内容が介護保険対象として妥当であること 入院中または、入所中の場合、退院または退所予定日が記入されていること(わかる範囲で) 理由書作成者が介護支援専門員でない場合には、住宅コーディネーター資格証の写しを添付すること(申請ごと)
3	工事費見積書	<ul style="list-style-type: none"> 工事見積書の宛名は、申請者(被保険者)の氏名であること 工事見積書には、日付及び施工業者等の記入、押印があること 改修の種類ごとに内容、単価、数量等を区分して記入すること 見積書の中に、介護保険対象以外の項目が含まれている場合は、保険対象となる部分分かるよう内訳を記入してください 工事見積書の計算が合っていること <p>※「平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知」別紙2の様式にある項目を全て満たすようにして下さい。尚、この様式は三芳町の指定様式ではありません</p>
4	図面、平面図	<ul style="list-style-type: none"> 工事箇所だけでなく、利用者の生活動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること 部屋の名称は、「住宅改修が必要な理由書」、また「写真」、「見積書」と一致していること
5	改修前の写真(撮影日付入り)	<ul style="list-style-type: none"> 改修箇所ごとの写真の添付があること 撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、年月日を表示できるカメラで撮影する 段差解消の場合、段差にスケール等をあてた状態で撮影し、段差の高低の程度を明確にする 手すりの場合は取付場所がわかるようにする <p>※工事箇所をアップでの撮影ではなく、どこに設置しているかわかるように撮影してください</p>

6	住宅改修の承諾書	・住宅の所有者が改修を行う利用者と異なる場合のみ提出ください (必要なすべての項目が記入されていること)
7	委任状	【償還払いの場合】 ・振込先口座が利用者本人名義のものでない場合に提出ください (必要なすべての項目が記入されていること) 【受領委任払いの場合】 ・受領委任払い用の申請様式を利用してください (償還払いを利用の委任状の提出は不要)
8	住宅改修支給申請における利用者の状況 (別添1)	要介護認定の判定(認定調査時の状態)と住宅改修時の状況と異なる場合がありますので住宅改修を承認するあたり、現在の状況の確認が必要です ※これまでは、担当CM等に連絡して状況確認を行っていましたが、事前申請時に添付ください

◆事後申請(完了報告)に必要な提出書類

提出書類		内容
1	介護保険住宅改修 工事完了報告書	・工事完了後、 <u>速やかに提出(おおむね1か月以内)</u> すること ・着工日は承認決定日以後の日付であること ※新規申請中、区分変更中の場合は判定結果後に提出ください
2	工事費内訳書	・改修の種類ごとに内容、単価、数量等を区分して記入すること
3	領収書及びその写し	【償還払いの場合】 ・領収金額は工事費内訳書(改修費用全額)と同額であること 【受領委任払いの場合】 ・領収金額は、利用者負担額と一致すること (保険対象部分の1割から3割) ・領収年月日が記入されていること ・施工業者名および押印があること ・領収書の宛名は、申請者(被保険者本人)であること ※原本と相違がないことを確認後、原本はお返しいたします
4	改修前後の写真	・改修箇所ごとの写真の添付があること ・撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、年月日を表示できるカメラで撮影する ・段差解消の場合は、スケール等を用いて段差が解消されたことを明確にする ・原則事前申請と同じアングルで撮影すること
5	図面、平面図	・工事箇所だけでなく、利用者の生活動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること ・部屋の名称は、「住宅改修が必要な理由書」、また「写真」、「見積書」と一致していること ※事前申請と同様の場合は添付は必須ではありません
6	完了報告書提出遅延理由書 (別添2)	・住宅改修の完了報告書の提出は工事完了後おおむね1か月以内で通知しておりますが、 <u>2か月を超える場合は介護保険担当に一報</u> いただき、報告書提出時には遅延理由書を添付ください

6. 留意点

申請等において以下の点にご留意ください

○申請書の記入について

申請書において、文字や数字を訂正する場合は、必ず訂正印等を用いて訂正してください。
(修正液は不可) また、金額に関して訂正印は不可、再度作成してください。

○申請方法について

事前申請、事後支給申請ともに担当窓口まで持参して提出ください。郵送またはFAXでの申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

○理由書の記載について

住宅改修の必要性について、具体的な根拠となります。

身体状況 → 病歴や入院歴、身体状況(認知症の進行、可動域制限等)、立ち上がりや跨ぎ動作、屋内外の移動(歩行状態)といった生活動作の状況を具体的に記入してください。

介護状況 → 家族の介護状況や、介護サービスの利用状況などを具体的に記入してください。

住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか

→ 利用者、家族はどのように生活していきたいのかなどの思い、住宅改修することでどう変化していくのか具体的に記入してください。

○ 工事施工について

事前申請後に利用者へ送付する承認決定通知に承認決定日が記入されています。施工業者は承認決定日以降に改修工事を行ってください。

○ 承認決定日から60日以内に退院(退所)できずに工事着工してしまった場合

全額自己負担になるため、事前申請前に利用者及び家族等に、その旨を説明し、承諾を得て改修工事を実施してください。

※工事着工していない場合は、取り下げ書を提出して再度事前申請を行ってください。

○ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

○ 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

7. 現地確認について

書類上の確認だけでは判断が困難な場合や、また介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認をする場合があります。

8. お問い合わせ先

三芳町役場 健康増進課 介護保険担当
〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
電話：049-258-0019
内線：184～187

様式関係

様式第3号(第4条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任)

フリガナ							保険者番号	1	1	3	2	4	1	
被保険者氏名							被保険者番号							
生年月日	年 月 日生													
住所	〒						電話番号							
住宅の所有者	本人との関係()													
改修の内容・箇所及び規模	業者名													
	着工日						令和	年	月	日				
	完成日						令和	年	月	日				
改修費用												円		
<p>(あて先)三芳町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 また、この申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。 令和 年 月 日 住所 三芳町</p> <p>申請者・委任者 (被保険者)</p> <p>氏名 印 電話番号</p>														
<p>上記申請者に係る住宅改修費の受領について同意します。 令和 年 月 日 所在地 受任者(事業者)名称 代表者名 印 電話番号</p>														

※注意 ・この申請書の他に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、工事費見積書、住宅改修完成予定の状態が確認できる写真等を添付して下さい。
 ・改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記載不要) <small>公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。</small>											
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する											
口座振替依頼欄	銀行	本店					種目	口座番号				
	信用金庫	支店										
	信用組合	出張所					1 普通預金					
	金融機関コード	店舗コード					2 当座預金					
						3 その他						
	フリガナ											
	口座名義人											

様式第3号(第4条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任)

フリガナ	ミヨシ ハナコ		保険者番号		1	1	3	2	4	1	
被保険者氏名	三芳 花子		被保険者番号	○	○	○	○	○	○	○	
			生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日生							
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇		三芳町藤久保△△△-△△								
			電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇								
住宅の所有者	三芳 太郎		本人との関係(夫)								
改修の内容・箇所及び規模	手すりの取付 階段・浴室2か所 引き戸へ変更 浴室扉 など		業者名	株式会社 〇〇〇〇							
			着工日	令和〇〇年〇〇月〇〇日							
			完成日	令和〇〇年〇〇月〇〇日							
改修費用	〇〇〇,〇〇〇円										
(あて先)三芳町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 また、この申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の事業者委任します。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 住所 三芳町藤久保△△△-△△ 申請者・委任者 (被保険者) 氏名 三芳 花子 印 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 自署の場合は押印不											
上記申請者に係る住宅改修費の受領について同意します。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 所在地 三芳町藤久保△△△-△△ 受任者(事業者) 名称 株式会社 〇〇〇〇 代表者名 代表取締役 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇											

※注意 ・この申請書の他に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、工事費見積書、住宅改修完成予定の状態が確認できる写真等を添付して下さい。
 ・改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記載不要） <small>公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。</small>									
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を指定する									
口座振替依頼欄	銀行	〇〇〇	信用金庫	〇〇〇	本店	〇〇〇	支店	種目	口座番号	
	信用組合	〇	出張所	〇	① 普通預金	〇	〇	〇	〇	〇
	金融機関コード	〇	店舗コード	〇	② 当座預金	〇	〇	〇	〇	〇
	フリガナ	ガツガイヤ		〇	③ その他	〇	〇	〇	〇	〇
口座名義人	株式会社 〇〇〇〇									

介護保険居宅介護 (支援) 住宅改修費支給申請書

(あて先) 三芳町長

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	1 1 3 2 4 1	
		被保険者番号		
		個人番号		
生年月日	明・大・昭 年 月 日 生	性 別		
住 所	〒 電話番号			
住宅の所有者	本人との関係 ()			
改修の内容・ 個所及び規模	業者名			
	着工日		年 月 日	
	完成日		年 月 日	
	改修費用			円

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護 (支援) 住宅改修の支給を申請します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

電話番号

<注 意>

- ・この申請書の他に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、工事費見積書、平面図、住宅改修完成予定の状態が確認できる写真等を添付して下さい。
 - ・改修を行なった住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。
- ※居宅介護 (支援) 住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記載不要) <small>公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。</small>			
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する			
口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種 目	1. 普通貯金 2. 当座貯金 3. その他
	金融機関コード	支店コード	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

三 芳 町

記入例

様式第 15 号(第 19 条関係)

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

（あて先）三芳町長

フリガナ 被保険者氏名	ミヨシ ハナコ	保険者番号	1	1	3	2	4	1
	三芳 花子	被保険者番号	○	○	○	○	○	○
		個人番号						
生年月日	明・大・昭 ○年○月○日生	性別	女					
住所	〒○○○-○○○○ 三芳町藤久保△△△-△△ 電話番号○○○-○○○○-○○○○							
住宅の所有者	三芳 太郎 本人との関係（ 夫 ）							
改修の内容・ 個所及び規模	手すりの取付 階段・浴室2か所 引き戸へ変更 浴室扉 など	業者名	株式会社 ○○○					
		着工日	○○○○ 年 ○○ 月 ○○ 日					
		完成日	○○○ 年 ○○ 月 ○○ 日					
		改修費用	○○○,○○○ 円					

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修の支給を申請します。

○○年 ○○月 ○○日

申請者 { 住所 三芳町藤久保△△△-△△
氏名 三芳 花子  電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

自署の場合は押印不要

<注 意>

- ・この申請書の他に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、工事費見積書、平面図、住宅改修完成予定の状態が確認できる写真等を添付して下さい。
 - ・改修を行なった住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。
- ※居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記載不要） <small>公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。</small>						
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を指定する						
口座振込 依頼欄	銀行	信用金庫	信用組合	農業協同組合	本店	支店	出張所
	○○○	○○○	○○○	○○○	種目	① 普通貯金 2. 当座貯金 3. その他	
	金融機関コード	○	○	○	支店コード	○	○
					口座番号	○	○
	フリガナ 口座名義人						
	ミヨシ ハナコ 三芳 花子						

年 月 日

住宅改修の承諾書

(住宅の所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私の所有する、三芳町 _____ に住む、
_____ が 別紙「介護保険住宅改修費申請書」の
住宅改修を行なうことを承諾いたします。

三芳町

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住宅改修の承諾書

(住宅の所有者)

住 所 三芳町藤久保△△△-△△

氏 名 三芳 太郎



自署の場合は押印不要

私の所有する、三芳町 藤久保 △△△-△△ に住む、
三芳 花子 が別紙「介護保険住宅改修費申請書」の
住宅改修を行なうことを承諾いたします。

介護保険住宅改修工事変更届

三芳町長 あて

(理由書作成者)

事業所名 _____
 氏 名 _____
 連絡先 _____

先に、提出した「住宅改修が必要な理由書」の内容により、施工段階において、軽微な変更が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1. 変更の理由 (概要)

2. 変更内容の要点

改修箇所	
変更前	
変更目的 (該当に○)	1. 自立生活支援のため 2. 動作の安定、安全の確保 3. 動作の容易性 4. 介護の容易性 5. 用具使用のため 6. その他 (具体的な目的を備考欄)
変更内容	
備考	

3. 改修内容変更の確認と同意

上記住宅改修の変更内容について、説明を受け、了承しました。

(本人または家族等の署名)

介護保険住宅改修工事変更届

三芳町長 あて

(理由書作成者)

事業所名 株式会社 ○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

連絡先 △△△-△△△-△△△△

先に、提出した「住宅改修が必要な理由書」の内容により、施工段階において、軽微な変更が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1. 変更の理由 (概要)

下地の都合により金具の変更等

2. 変更内容の要点

改修箇所	○○○
変更前	○○○
変更目的 (該当に○)	1. 自立生活支援のため 2. 動作の安定、安全の確保 3. 動作の容易性 4. 介護の容易性 5. 用具使用のため 6. その他 (具体的な目的を備考欄) いずれかに○
変更内容	変更内容を記載
備考	

3. 改修内容変更の確認と同意

<p>上記住宅改修の変更内容について、説明を受け、了承しました。</p> <p>(本人または家族等の署名) ○○ ○○ 署名をもらってください</p>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請取下届

年 月 日

三芳町長 様

<届出者>

住 所 _____

氏名(担当事業所) _____

続 柄 _____

電話番号 _____

下記のとおり、介護保険居宅介護（支援）住宅改修の申請を取下げます。

記

被 保 険 者	被保険者番号		承認日	年 月 日
	フリガナ		性 別	生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	住 所	〒 354- 三芳町 電話番号		
取 下 げ 理 由				
そ の 他				

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請取下届

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

三芳町長 様

<届出者>

住 所 三芳町 藤久保 △△△-△△

氏名(担当事業所) 被保険者名 又は 株式会社 ○○○○

続 柄 本人

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、介護保険居宅介護（支援）住宅改修の申請を取下げます。

記

被 保 険 者	被保険者番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	承認日	○年○月○日
	フリガナ	○○○ ○○○	性 別	生 年 月 日
	氏 名	○○ ○○	○	○○年 ○○月 ○○日
	住 所	〒 354-〇〇〇〇 三芳町 藤久保△△△-△△ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
取 下 げ 理 由	死亡のため 長期入院となったため 施設入所となったため など			
そ の 他				

介護保険住宅改修工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 三芳町長

申請者 (介護保険被保険者)
住 所
被保険者番号
氏 名

年 月 日付にて承認決定を受けました介護保険住宅改修について工事が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

施工事業者名	
着 工 日	年 月 日
完 成 日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書 (写) <input type="checkbox"/> 工事費内訳書 <input type="checkbox"/> 改修写真 (施工前・施工後) その他 ()

福祉用具購入費及び住宅改修費支給申請における利用者の状況

被保険者番号		氏名	
要介護認定	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		
入院期間及び 入所期間	年 月 日 ~ 年 月 日 入院・入所中（退院・退所予定日） 年 月 日		
被保険者の 現在の状況 及び介護者 の支援有無			
今後について	在宅での生活可能である ・ 施設入所等検討有		
介護予防・居 宅介護支援事 業所との契約	有 ・ 無		
介護予防・居 宅介護支援事 業所		住宅改修 情報共有 の有無	有
担当ケアマネ			無
備 考			

別添1

福祉用具購入費及び住宅改修費支給申請における利用者の状況

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	三芳 花子	
要介護認定	要支援 1・2 要介護 1・2・3・ 4 ・5			
入院期間及び入所期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 又は 入院 入所中（退院・退所予定日）〇〇年〇〇月〇〇日			
被保険者の現在の状況及び介護者の支援有無	<p>〇〇〇（疾病名）により上記機関入院、リハビリを経て退院となる。入院期間中の認定調査により要介護4も判定となる。</p> <p>リハビリにより状態回復したことで、在宅での生活が可能となった。</p> <p>家族と同居（週に〇日訪問有）により家族により〇〇等の介助あり又は独居（家族なし・家族遠方）により家族支援なし。</p> <p>※ 在宅での生活ができる状態にあるのかの状況を記載ください。</p>			
今後について	在宅での生活可能である ・ 施設入所等検討有			
介護予防・居宅介護支援事業所との契約	有 ・ 無			
介護予防・居宅介護支援事業所	〇〇〇〇居宅介護支援事業所	住宅改修情報共有の有無	有	
担当ケアマネ	〇〇 〇〇		無	
備考				

別添2

介護保険住宅改修費完了報告書提出遅延理由書

被保険者番号		氏 名	
施工業者			
担当者 連絡先			
着 工 日	年 月 日	完 成 日	年 月 日
工事完了報告 書提出が遅れ た理由			

※工事完了日から報告書提出が2カ月経過している場合は介護保険住宅改修費完了報告書提出遅延理由書を提出してください。

別添2

介護保険住宅改修費完了報告書提出遅延理由書

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	氏 名	三芳 花子
施工業者	(株) 〇〇〇〇		
担当者 連絡先	〇〇 〇〇 △△△-△△△△-△△△△		
着 工 日	〇〇年〇〇月〇〇日	完 成 日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了報告書提出が遅れた理由	工事完了後、被保険者（利用者）との改修費用請求、領収に関して利用者本人及び家族等とやり取りの時間が合わず、時間がかかってしまったため。 など遅れた理由を記載ください。		

※工事完了日から報告書提出が2カ月経過している場合は介護保険住宅改修費完了報告書提出遅延理由書を提出してください。

Q & A

(1) 住宅改修の種類

①手すりの取付け

Q1. 【手すりの取替え工事について】

以前、設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを交換する工事は対象外となりますか。また、破損して使用できない場合は対象となりますか。

A1. 単なる老朽化や破損などが理由であれば認められません。

Q2. 【手すりの位置の変更について】

被保険者の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置に変更が必要となった場合は支給対象となりますか。

A2. 支給対象となります。

Q3. 【手すりの形状について】

手すりには、円柱状型など握る手すりのほか、上部平坦型(棚上のもの)もありますが、住宅改修の支給対象となりますか。

A3. 握力がほとんどない場合や指の変形などによりしっかり握れない場合等、形状の選択に適切な理由がある場合は、支給対象となります。

Q4. 【階段の両側への手すりの取付について】

階段の両側に手すりを取り付ける工事は支給対象となりますか。

A4. 被保険者の身体状況等を考慮した結果、必要であれば支給対象となります。

Q5. 【勝手口への手すりの取付について】

裏庭で畑仕事をするために、勝手口に手すりを取り付けることは支給対象となりますか。

A5. 勝手口に関しては、玄関から外出が困難で、勝手口を外出するための主な経路とする場合や、洗濯物を干す場合、ごみ出しをする場合など被保険者の自立支援に資するもので日常生活上真に必要なものに限り、支給対象となります。畑仕事が趣味・嗜好である場合は対象となりません。

Q6. 【付加機能付き手すりの取付について】

付加機能付きの製品を設置した場合は支給対象となりますか。

A6. ホルダー付手すり、スライドバー付シャワーフック(手すり機能付き)など、保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合、対象部分と対象外部分の費用に按分する必要がある。按分できない場合は支給対象とならない。

②段差の解消

Q1. 【屋外の段差解消について】

玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は、対象となりますか。

A1. 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として住宅改修の支給対象となります。ただし、通路をコンクリート等で舗装することにより段差解消するような工事をする際、改修費用を生活動線にあたる部分（支給対象部分）と、それ以外部分（支給対象外部分）に区分して算出していただきます。必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。

Q2. 【玄関以外へのスロープの設置について】

居室から屋外へ出るため、玄関ではなく掃き出し窓等にスロープを設置する工事は、対象となりますか。

A2. 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、玄関ではなく掃き出し窓等に設置する理由を理由書に、動線を平面図に明記してください。

Q3. 【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するために、浴室用すのこを製作し、設置する場合は対象となりますか。

A3. 入浴補助用具の浴室すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、壁や床に固定する工事を伴う場合は、住宅改修の支給対象となります。固定せずに置くだけの場合は、住宅改修ではなく特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q4. 【浴槽の段差解消について】

浴室床と浴槽の底の高低や浴槽の深さ、浴槽縁の高さ等を適切なものとするためにおこなう浴槽の取替えも「段差解消」として対象となりますか。

A4. 支給対象となります。

Q5. 【ユニットバスの購入・設置について】

ユニットバスを購入・設置することにより段差解消等を行う場合は、対象となりますか。

A5. 身体状況により、以下のいずれかを目的とする場合、その目的を果たす部分について支給対象となります。ただし、支給対象部分と支給対象外部分を按分などにより区分して価格が算出できる場合に限ります。

- ・脱衣所と浴室の段差解消を目的とした場合
- ・浴室床を滑りにくい床材へ変更することを目的とする場合
- ・浴室床と浴槽底の高低さを適切にすることを目的とする場合

Q6. 【昇降機等の設置について】

居室から屋外へ出るため、玄関ではなく掃き出し窓等にスロープを設置する工事は、対象となりますか。

A6. 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は支給対象ではありません。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q7. 【ベランダの段差解消について】

洗濯を干すためにベランダへ出入りする必要があるために、居室とベランダの段差解消を行ったときは支給対象となりますか。

A7. 生活動線を支援するものであるため支給対象となります。

Q8. 【庭への段差解消について】

部屋の出入口にある段差解消工事をした際に転落する可能性があるため、ウッドデッキを作製し、段差解消する場合は、支給対象となりますか。

A8. ベランダの増設に該当するのであるため、支給対象となりません。

Q9. 【段差解消による付帯工事について】

部屋の出入口にある段差解消工事をした際、ドアの下部に隙間が生じました。ドアの下部に接ぎ木工事をした場合、住宅改修の対象になりますか。

A9. 段差解消の付帯工事として受付可能です。

③滑り防止、移動の円滑化等に伴う床材又は通路面の材料の変更

Q1. 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更はどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

A1. 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q2. 【床材の表面加工について】

通路面について滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)は、支給対象となりますか。

A2. いずれも、通路面の材料の変更として支給対象となります。

Q3. 【滑り止め材の設置について】

滑りの防止を図るため、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを貼ったりする場合は支給対象になりますか。

A3. 簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、対象となります。

Q4. 【住宅の老朽化による改修について】

住宅の老朽化によりゆがんだ廊下の床材を取り替える場合は、対象となりますか。また、車いすの通行等により傷んだ廊下の材料の変更は支給対象となりますか。

A4. 老朽化や物理的、化学的な摩擦、消耗が理由である場合は、支給対象となりません。

Q5. 【畳敷から畳敷への変更や板製床材等から畳敷への変更について】

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更が想定されると通知されていますが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められますか。

A5. 畳敷への変更が、被保険者の嗜好や老朽化によるものでなく、被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、変更（改修）についても支給対象となります。

Q6. 【滑り止め塗料の塗布について】

滑り止め塗料や薬剤の塗布により滑りにくくするという工法は、材料の変更として支給対象となりますか。

A6. 塗料や薬剤の塗布による工法も対象となりますが、耐久性や効果、メンテナンス性について十分に検討してください。

Q7. 【床材の変更について】

骨がもろく転倒すると危険な利用者がいた場合、クッション性の材料に変更することは住宅改修として扱われますか。

A7. 扱われません。住宅改修での床材の変更はあくまで移動の円滑化や転倒の「防止」が目的であって転倒してから備えるものではないためです。

④引き戸等への扉の取替え

Q1. 【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、支給対象となりますか。

A1. 外出の際の動線上であれば、引き戸等への扉の取替えとして、支給対象となります。

Q2. 【扉の吊元の変更について】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左引きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A2. 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合があります。

Q3. 【カーテンへの取替えについて】

扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、支給対象となりますか。

A3. 身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば支給対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取付け工事についても、付帯工事として対象となります。取り外しができるカーテン費用は住宅改修の対象となりません。

Q4. 【扉の幅の拡張について】

車いすの移動を容易にするために、既存の扉の幅を広くする工事は支給対象となりますか。

A4. 車いすのためなど、被保険者の身体状況に応じて必要であれば扉の取替えとして支給対象となります。

Q5. 【浴室の扉の取替えについて】

浴室の洗い場が狭く、福祉用具が置けない等の理由で開き戸を折れ戸へ変更する改修は支給対象となりますか。

A5. 福祉用具を利用するための扉の取替えは対象となりません。ただし、身体状況により開閉が容易でない等の理由であれば支給対象となります。

Q6. 【扉取替えの理由について】

被保険者が車いすを利用しており、今回工事で介助者側の負担軽減を図るため、扉を右開きから左開き（又はその逆）に変更したい場合は、住宅改修の対象となりますか。

A6. 介助者の負担軽減を目的としたもので、最終的に被保険者のメリットになる工事なのであれば対象となります。その際理由書P2の「介護者の負担軽減」にチェックを入れ、期待結果に具体的にどのような効果があるかを明確に記載してください。

⑤洋式便器等への便器の取替え

Q1. 【洋式便器への取替えについて】

和式便器から洗浄機能等が付いた洋式便器への取替えは、支給対象となりますか。

A1. 洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器取り付ける場合に合っては支給対象となります。その際には、当該便器の電源を確保するための電気工事は付帯工事として認められません。

Q2. 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存洋式便器の便座を暖房便座、洗浄機能等が付いた便座に取り替える場合、支給の対象となりますか。

A2. 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、便器からの立ち座りが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付いた便座に取り替える場合は支給対象とはなりません。

Q3. 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座からの立ち上がりが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを変更するための次の工事は便器の取替えとして支給の対象となりますか。

- ①洋式便器の下部を嵩上げする工事
- ②便座の高さが異なる洋式便器に取り替える工事
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする工事

A3. ①は、支給対象となります。②については、既存洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、対象となりませんが、被保険者に適した高さにするためであり、他に方法がない場合には、支給対象となります。③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上において高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q4. 【洋式便器への取替えに伴う壁紙の交換】

和式便器から洋式便器への取替えに伴う壁紙の張替えは支給の対象となりますか。

A4. 既存の和式便器が取り付けられていた部分（必要最低限）のみ、工事費見積書で張替え部分について面積按分できれば支給対象となります。トイレ全体の工事と保険給付対象部分それぞれの金額がわかる見積書を作成してください。

Q5. 【便器の位置や向きの変更について】

既存の洋式便器の位置や向きを利用者の身体状況に応じて変更した場合、支給の対象となりますか。

A5. 被保険者の身体状況に応じて必要であれば、支給の対象となります。

(2) 支給申請関係

Q1. 【住宅改修が必要な理由書について】

住宅改修が必要な理由書は、誰が作成するのですか。

A1. 基本的には対象者の居宅サービス計画等を作成する居宅介護支援専門員又は地域包括支援センターの担当職員が作成しますが、次の者も作成することができます。

- ・介護支援専門員
 - ・理学療法士
 - ・作業療法士
 - ・社会福祉士
 - ・福祉住環境コーディネーター2級以上 等
- ※申請の際は資格証等の写しを添付してください。

Q2. 【写真について】

申請書に添付する改修前後の写真は、日付がわかるものとするのですが、日付機能付きのないカメラの場合はどうすればよいですか。

A2. 黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むようにし、必ず撮影日がわかるようにしてください。日付がない場合は、日付が入った写真を再提出する必要があります。また、工事箇所、設置場所がわかるように撮影してください。

Q3. 【保険対象外の改修費用を含む申請について】

申請書、見積書はどう記載すれば良いですか。

A3. 以下の通りに記載してください。

①申請書

保険対象外も含む総額を記載

②見積書（及び内訳書）

保険対象分・対象外分と分けてそれぞれ記載してください（値引き額や税額も）。そのうえで、最終的な改修費として総額も記載してください。

Q4. 【領収書について】

領収書の宛名は、被保険者でなくても良いですか。

A4. 必ず被保険者を宛名にして領収書を作成してください。

Q5. 【領収書について】

領収書は写しでも良いですか。

A5. 申請時にその場で領収書の原本を提示してください。提示していただければ、提出する領収書は写しでも差し支えありません。

Q6. 【受領委任払い領収書の但し書きについて】

領収証の但し書きはどう記載すればいいですか。

A6. 改修費用の総額が保険対象の工事の場合、額面に利用者が支払う自己負担金額を記載してください。但し書きは「住宅改修工事費 受領委任払い 一部負担金として」等と記載してください。

(例)・初めての住宅改修で総額8万円の工事で1割負担の利用者場合

額面 8,000円

但し書き「住宅改修工事費 受領委任払い 一部負担金として」

※町から施行業者への支給金額は72,000円

・過去に住宅改修あり 残額12万円 住宅改修費 15万円(保険給付対象)の工事で1割負担の場合

額面 42,000円

但し書き「住宅改修工事費 受領委任払い 一部負担金(12,000円)・保険給付自己負担金(30,000円)として」

※町から施行業者への支給金額は108,000円

・住宅改修費15万円の内保険給付対象額10万円・保険給付対象外5万円の工事で1割負担の場合

額面 60,000円

但し書き「住宅改修工事費 受領委任払い 一部負担金(10,000円)・保険給付対象外(50,000円)として」

※町から施行業者への支給金額は90,000円

Q7. 【償還払い領収書の但し書きについて】

領収証の但し書きはどうか記載すれば良いですか。

A7. 改修費用の総額が保険給付の工事の場合、額面に、改修費用の総額を記載してください。但し書きは、「住宅改修工事費として」等で良く、金額の内訳までは明記する必要はありません。

(例)・初めての住宅改修で総額8万円の工事で1割負担の利用者場合

額面 80,000円

但し書き 「住宅改修工事費として」

町から利用者への支給金額は72,000円

・過去に住宅改修あり 残額12万円 住宅改修費 15万円(保険給付対象)の工事で1割負担の場合

額面 150,000円

但し書き「住宅改修工事費として」

※町から利用者への支給金額は108,000円

・住宅改修費15万円の内保険給付対象額10万円・保険給付対象外5万円の工事で1割負担の場合

額面 150,000円

但し書き「住宅改修工事費として」

※町から利用者への支給金額は90,000円

(3) その他

Q1. 【新築時の利用について】

新築や増築での住宅改修は支給対象となりますか。

A1. 住宅の新築や増築(新たに居室を設けるなど)は支給対象とはなりません。

Q2. 【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修の対象とは認められませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、支給対象となりますか。

A2. 竣工日より前に手すりの必要性が認められた場合は、新築時に手すりの設置を行うべきであり、支給対象と認められません。ただし、竣工日以降に手すりの設置の必要性が認められた場合は、支給の対象となります。

Q3. 【被保険者と施工事業者に関係について】

施工事業者が被保険者の親族であった場合でも、受付は可能ですか。

A3. 施工事業者として実際に業務を行っているようであれば、家族が施工業者として施工することは問題ありません。ただし、施工費を徴収せずに改修を行った場合は、材料費のみが住宅改修の支給対象となります。

Q4. 【事前申請のタイミングについて】

新規の介護認定申請がまだ済んでいない被保険者が住宅改修希望した場合、負担割合等がわかりませんが、受付はしてもらえますか。

A4. 要介護認定が下りるまでは、負担割合はわかりませんが、償還払いによる事前申請の受付は可能です。要介護認定申請をしていれば、事前申請から着工までは行うことができます。ただし、事後申請については要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合は、事後申請を行うことはできず、工事費用は全額被保険者の自己負担となりますので、予め、被保険者に説明して了承を得るようにしてください。

Q5. 【入院中、施設入所中の申請について】

要介護認定を受けている被保険者で入院中、施設入所中で退院・退所予定で在宅での生活を行うために住宅改修を希望した場合、受付してもらえますか。

A5. 償還払いによる事前申請の受付は可能です。事前申請から着工までは行うことができますが、身体状況のより退院や退所ができない場合もありますので、申請の際は介護保険担当にご相談ください。

※ その他支給改修の対象になるか不明な点に関しては、お問い合わせください。